

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成29年7月4日、A所在の会社B（以下「事業場」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成29年12月18日、トラックに荷物を積み込み作業中、カゴ台車が意図しない方向に動いてしまい、隣のカゴ台車との間に左第4、5指、手のひらを挟み（以下「本件災害」という。）負傷した。同日、C医療機関に受診し、「左第5指末節骨骨折、左第5指圧挫傷」と診断され、さらに、同月25日、D医療機関、E医療機関に受診し、「左第5指末節骨骨折」と診断され、療養の結果、平成30年7月2日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第13級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月21日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第13級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は第9級の9に相当すると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の左手第5指には末節骨骨折による可動域制限が認められ、その運動可動域は健側に比し、1/2以下に制限されていることが認められることから、決定書理由に説示のとおり、障害等級第13級の4「1手の小指の用を廃したものの」に該当するものと判断する。

なお、請求人は、可動域の測定において他動運動により測定・評価するのは誤りである旨主張するが、F医師は、傷病部位を観察の上、他動運動による測定値を採用することが適切でない場合には当たらないとして、運動可動域を他動運動により測定しているものであり、決定書理由に説示のとおり、その測定法は医学的に適切な測定法であると判断する。したがって、請求人の主張は、採用することができない。

(3) 請求人は、左第3指及び4指腱鞘炎は骨折した左手第5指のリハビリによる過度の屈折のためであることは明らかであり、障害等級の評価の対象とすべきであると主張し、G医師が平成30年8月7日付けで作成した診断書を提出した。しかしながら、当該診断書には、「病名・左第3、4指腱鞘炎、平成30年7月24日に左第3、4指痛で来院。上記診断にて3週間の通院加療の見込みです。」と記載されているのみであり、本件災害との因果関係については何ら明記されていないことに加え、診断書及び診療費請求内訳書にも左手第3指、第4指に係る傷病名の記載はなく、本件災害により同部位を被災した事実は認

められない。したがって、決定書理由に説示のとおり、請求人の主張は、採用することができない。

(4) よって、請求人に残存する障害の障害等級は、障害等級第13級を超えるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月17日